

貸金庫規程

(貸金庫の定義)

第1条 貸金庫取引とは、一定の期間を定めて借主に当組合の金庫の一部を賃貸して貴重品の出納保管に使用させることをいう。

(貸金庫取引)

第2条 貸金庫取引は、当組合の取引先で身元確実、資産充実かつ信用良好な先に関し限り許容するものとする。

(格納品)

第3条 貸金庫には次のものを格納せしめるものとする。

- ① 公社債権、株券その他の有価証券
- ② 預貯金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2 前項各号に掲げるものでも、相当の理由があるときは格納を断ることができる。

3 格納物の重量の合計は原則として10キログラムまでとする。

(貸与期間)

第4条 貸金庫の貸与期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、期間満了日までに借主または当組合から取引解約の意思表示がない場合は、契約満了日の翌日から1ヶ年間（4月1日から3月31日まで）継続するものとし、以後も同様とする。

(使用料)

第5条 貸金庫の年間使用料を次の通りとする。

年間 9,000円＋消費税とする。

2 使用料は毎年4月に借主が指定した貯金口座から、引き落とすものとする。なお当初の契約期間の使用料は契約日の属する月を1ヶ月とし、その月から月割計算により徴収する。

3 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により借主に返却する。

(貸金庫の開閉)

第6条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ指定した代理人が行い、その他のものは何人といえども開閉することはできない。

2 借主による開閉は別に定める「カード式貸金庫事務手続」による。

(契約の締結)

第7条 貸金庫の契約締結時、次の書類を徴求する。

- ① 貸金庫借用申込書
- ② 貸金庫使用印鑑届（兼貸金庫取引元帳）

代理人の指定のある場合は、代理人届も合わせて徴求する。なお受入書類の借主および代理人の署名捺印は必ず本人に署名、捺印（届出印）を求めるとともに所定項目が正確に記入されていることを確認する。

2 貸金庫は、原則として番号順に貸与するが、借主が特に希望する場合は、その番号を貸与しても差し支えない。

3 徴求書類については貸金庫の番号順に綴り込み、保管する。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第8条 この貸金庫は、第9条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第9条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

(解 約)

第9条 貸金庫契約は借主の都合により、いつでも解約することができる。

- 1 解約にあたっては「貸金庫取引解約書」の交付を受けるとともに、金庫正鍵の返戻を受け、借主と立ち会いの上、入庫品をすべて引き取らせるものとする。
- 2 借主の死亡の場合は、契約は当然終了するので、相続人全員に前項の手続を取らせる。
- 3 貸金庫使用印鑑届に解約日を記入し、「解約」の表示を行った上、別途綴り込み保管する。
- 4 代理人の申し出による解約は、これを認めない。
- 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡ししてください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 6 前5項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第9条第5項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第5条第2項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- 7 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 8 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

(強制解約)

第10条 貸金庫規程違反その他の事由により、当組合が取引を解約する場合は次により取扱う。なおこの取扱にあたっては個々に検討し、組合長の決定を要する。

- 2 即時または貸与期間満了1ヶ月前までに内容証明・配達証明郵便をもって、借主宛貸金庫取引解約通知書を送付する。
- 3 通知により借主が来店し、取引を解約する場合は前条第1項の規程に基づき、解約の手続を行う。
- 4 通知したにもかかわらず、借主が来店しない場合（郵便物が返礼された場合を含む）は、所定期日（解約日から3ヶ月経過後）に次の取扱を行う。
 - ② 公証人立会いのもとに副鍵を使用して貸金庫を開庫し、公正証書による内容物件確認記録をとる。内容物がある時は、これを保管品袋に封入し、借主氏名および品目・数量のほか「貸金庫強行開庫」の旨表記し、役席者が当該保管袋を封印の上、別途保管する。

- ③ 前号の処理については、当該貸金庫取引元帳の特記事項欄に記録する。
- ④ 契約期間終了後の貸金庫使用料は、遅延損害金として契約期間中の使用料相当額を口座振替により徴収する。
- ⑤ 取引解約後の当該金庫は、別の錠前鍵を作成し、新規利用する。

(事故処理)

- 第11条 借主用鍵の喪失届出があったときは、「喪失届」を受入、借主宛てに「改印喪失等の照会状」により照会し、回答書を受け入れる。ただし、届出人が、借主であることが判然としているときは、役席者の裁量によって照会手続を省略することができる。
- 2 前項の届出があったときは、原則として貸金庫の開庫は回答書を受理するまで停止する。この期間を経過しても発見されないときは、信用確実な連帯保証人の連署がある貸金庫取引解約書を受け入れて解約の手続を行う。
- 喪失の事情が明らかで借主の身元が判然としているときは、支店長の裁量により開庫に応ずることができる。
- 3 借主使用正鍵の破損の届出があったときは、破損正鍵を回収、するとともに貸金庫取引解約書を徴して解約の手続を行う。
- 4 第2項または第3項の事由により解約を行い、新しい金庫を貸与したときは、貸金庫取引元帳特記事項欄にその経緯を記録し検印を受ける。この場合あらたに新金庫番号による貸金庫借用申込書等の提出を求めるが、先に解約した前金庫の契約期間満了前であって、かつ当該契約期間中の使用料を受け入れ済の場合は、同契約期間中にかかる新金庫の使用料は徴収しない。
- 5 借主用正鍵が喪失または破損した場合には、錠前および再製作費として21,000円および消費税を借主より受け入れる。
- 6 借主用正鍵が喪失または破損した場合は、総務部長宛て速やかに報告する。
- 7 改印、住所変更、名義変更の取扱は貯金等の事務手続に準じて取扱う。

(規定の改廃)

- 第12条 この規程の改廃は組合長が行う。

附 則

- 1. この規程は、平成 9年 7月 1日より施行する。
- 2. この規程は、平成22年11月 1日より改正する。
- 3. この規程の変更は、平成26年 4月 1日より施行する。